

静岡県告示第143号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和31年静岡県告示第936号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月4日

静岡県知事 川勝平太

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>(申請書)</p> <p><b>第3条</b> 規則第3条の規定に<u>基く</u>申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、<u>提出部数は、正副2部</u>とする。</p> <p>(変更の承認申請書)</p> <p><b>第6条</b> 補助事業者は、前条第1号の規定により農林事務所長の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第2号）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付し、<u>正副2部</u>を農林事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(軽微な変更)</p> <p><b>第7条</b> 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(i) 別表の3の項、5の項、9の項、11の項から13の項まで、16の項、18の項、<u>19の項、23の項及び25の項</u>の事業、26の項の採択基準の欄の(2)に掲げる事業並びに<u>27の項から29の項まで</u>、31の項、34の項及び36の項の事業にあつては、次に掲げる変更</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 地区ごとに次に掲げる変更</p> <p>(7) <u>経費の配分の変更</u></p> <p>    a <u>工事費から事務費への経費の額の流用</u></p> <p>    b <u>工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の額の流用</u></p> <p>(4) <u>事業の内容の変更</u></p> | <p>(申請書)</p> <p><b>第3条</b> 規則第3条の規定に<u>基づく</u>申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。</p> <p>(変更の承認申請書)</p> <p><b>第6条</b> 補助事業者は、前条第1号の規定により農林事務所長の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第2号）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付し、農林事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(軽微な変更)</p> <p><b>第7条</b> 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(i) 別表の3の項、5の項、9の項、11の項から13の項まで、16の項、18の項<u>及び</u>19の項の事業、26の項の採択基準の欄の(2)、<u>28の項の採択基準の欄の(1)並びに29の項の採択基準の欄の(2)及び(3)</u>に掲げる事業並びに31の項、34の項及び36の項の事業にあつては、次に掲げる変更</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 地区ごとに次に掲げる<u>事業の内容の</u>変更</p> <p>(7) <u>工種別の事業量の30パーセント（30パーセントに相当する額が500万円以下の場合には500万円）を超える変更</u></p> <p>(4) <u>工種の新設、変更又は廃止</u></p> |

a 工種別又は事業種類別の事業量の30パーセントを超える変更

b 工種又は事業種類の新設、変更又は廃止

(2) 別表の1の項の採択基準欄の(2)に掲げる事業並びに6の項、17の項及び21の項の事業にあつては、次に掲げる変更

| 事業名              | 経費の配分の変更                     |                     | 事業の内容の変更                       |
|------------------|------------------------------|---------------------|--------------------------------|
| 農業農村整備事業実施計画策定事業 | 調査地域ごとに当該経費の30パーセントを超える変更    |                     | 調査地域の <u>変更又は調査項目の変更若しくは廃止</u> |
| 農村総合整備事業推進事業     | 計画地域ごとに当該補助事業費の20パーセントを超える変更 |                     |                                |
| 農業集落計画策定調査事業     | 農業集落計画策定調査計画                 | 事業費の額の20パーセントを超える変更 | 事業実施集落の変更                      |
|                  | 農業集落整備実施計画                   | 各支出科目の20パーセントを超える変更 | 事業項目の <u>変更又は廃止</u>            |
| 農業農村整備環境対策計画策定事業 | 調査地域ごとに当該経費の30パーセントを超える変更    |                     | 調査地域の <u>変更又は調査項目の変更若しくは廃止</u> |

(3) (略)

(4) 別表の22の項の事業にあつては、次に掲

(2) 別表の1の項の採択基準欄の(2)に掲げる事業並びに21の項及び25の項の事業にあつては、次に掲げる変更

- ア 調査地域ごとに当該経費の30パーセント（30パーセントに相当する額が400万円以下の場合400万円）を超える変更
- イ 調査地域の変更又は調査項目の変更若しくは廃止

(3) (略)

げる変更

ア 地区相互間の経費の額の流用

イ 地区ごとに次に掲げる変更

(7) 経費の配分の変更

事業費のうち地域用水機能増進活動を補完する施設等の改修整備以外の事業から地域用水機能増進活動を補完する施設等の改修整備への経費の額の流用

(4) 事業の内容の変更

費目区分欄に掲げる経費の新設、変更又は廃止

(5) (略)

(4) (略)

(5) 別表の27の項の事業並びに28の項の採択基準の欄の(2)及び(3)並びに29の項の採択基準の欄の(4)に掲げる事業にあつては、次に掲げる変更

ア 事業実施主体の変更

イ 地区相互間の経費の額の流用

ウ 地区ごとに次に掲げる事業の内容の変更

(7) 工種別の事業量の30パーセント（30パーセントに相当する額が400万円以下の場合400万円）を超える変更

(4) 工種の新設、変更又は廃止

(6) 別表の29の項の採択基準の欄の(1)に掲げる事業にあつては、次に掲げる変更

ア 事業実施主体の変更

イ 定率助成の事業（農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）別紙5（農業基盤整備促進事業に係る運用）別表1の区分の欄の1に掲げる事業をいう。以下同じ。）に要する経費と定額助成の事業（同欄の2に掲げる事業をいう。）に要する経費の相互間の流用

(6)～(9) (略)

(農林事務所長の指示を求める場合)

**第8条** 補助事業者は、第5条第2号の規定により農林事務所長の指示を求める場合には、補助事業が、予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林事務所長に提出しなければならない。

(状況報告)

**第10条** 規則第10条の報告は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに正副2部を農林事務所長に提出してするものとする。ただし、別表の15の項の事業にあつては、防衛施設関連補助金交付要綱に定める補助事業等着手報告書を作成し事業着手後5日以内に、事業着手後毎会計年度12月31日現在において防衛施設関連補助金交付要綱に定める補助事業等遂行状況報告書を作成し翌月10日までに、それぞれ正副2部を農林事務所長に提出してするものとする。

(実績報告)

**第11条** (略)

2 前項の実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月5日（別表の15の項の事業にあつては、補助金の交付の決定のあった年度の3月25日）のい

ウ 定率助成の事業のうち、農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等及び農用地の保全の事業に要する経費の額の相互間の30パーセント（30パーセントに相当する額が600万円以下の場合には600万円）を超える増減

(7)～(10) (略)

(農林事務所長の指示を求める場合)

**第8条** 補助事業者は、第5条第2号の規定により農林事務所長の指示を求める場合には、補助事業が、予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を農林事務所長に提出しなければならない。

(状況報告)

**第10条** 規則第10条の報告は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに農林事務所長に提出してするものとする。ただし、別表の15の項の事業にあつては、防衛施設関連補助金交付要綱に定める補助事業等着手報告書を作成し事業着手後5日以内に、事業着手後毎会計年度12月31日現在において防衛施設関連補助金交付要綱に定める補助事業等遂行状況報告書を作成し翌月10日までに、農林事務所長に提出してするものとする。

(実績報告)

**第11条** (略)

2 前項の実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月5日（別表の15の項の事業にあつては、補助金の交付の決定のあった年度の3月25日）のい

れか早い期日までに、正副2部を提出するものとする。ただし、農林事務所長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 (略)

(請求書)

**第12条** 補助事業者は、規則第13条の規定による補助金又は間接補助金等の交付額の確定の通知があつたときは、別記様式第5号による請求書正副2部を提出するものとする。

(概算払の請求手続)

**第13条** 規則第14条の概算払は、別記様式第5号による請求書を正副2部提出するものとする。

別表 (略)

| 番号 | 事業等              | 補助事業   |        |
|----|------------------|--|--------|
|    |                  | 採択基準   | 補助率(額) |
| 1  | 農業農村整備事業実施計画策定事業 | 次のいずれかに該当するもの<br>(1) (略)<br>(2) 水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知) <u>別紙4</u> (実施計画策定事業に係る運用)第2の3に掲げる事業 | (略)    |

(略)

れか早い期日までに、提出するものとする。ただし、農林事務所長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 (略)

(請求書)

**第12条** 補助事業者は、規則第13条の規定による補助金又は間接補助金等の交付額の確定の通知があつたときは、別記様式第5号による請求書を提出するものとする。

(概算払の請求手続)

**第13条** 規則第14条の概算払は、別記様式第5号による請求書を提出するものとする。

別表 (略)

| 番号 | 事業等              | 補助事業   |        |
|----|------------------|--|--------|
|    |                  | 採択基準   | 補助率(額) |
| 1  | 農業農村整備事業実施計画策定事業 | 次のいずれかに該当するもの<br>(1) (略)<br>(2) 水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知) <u>別紙3</u> (実施計画策定事業に係る運用)第2の3に掲げる事業 | (略)    |

(略)

|     |                              |   |                           |
|-----|------------------------------|---|---------------------------|
| 3   | 土地改良<br>総合整備<br>事業（調<br>査設計） | 次のいずれかに<br>該当するもの<br>(1) <u>5の項の</u><br><u>(1)、9の項、</u><br><u>11の項から13</u><br><u>の項まで及び</u><br><u>26の項の事業</u><br><u>で、当該採択</u><br><u>基準欄に掲げ</u><br><u>るものに係る</u><br><u>調査設計</u><br><br>(2)～(4) (略)  | (略)                       |
| (略) |                              |   |                           |
| 6   | 農村総合<br>整備事業<br>推進事業         | 市町が行う農村<br>総合整備事業の<br>推進に要する経<br>費  | 当該補助事業費<br>の50パーセント<br>以内 |
| (略) |                              |   |                           |
| 9   | 農業集落<br>排水資源<br>循環事業         | 次のすべてに該<br>当するもの。た<br>だし、対象とす<br>る汚水には重金<br>属等の有害物質<br>を含むおそれの<br>ある工場排水は<br>含めないものと<br>する。<br><br>(1) <u>受益戸数</u><br><u>が、おおむね</u><br><u>20戸以上の施</u><br><u>設であり、末</u><br><u>端受益戸数が</u><br><u>2戸以上のも</u><br><u>の</u><br><br>(2) <u>汚水、汚泥</u><br><u>又は雨水を処</u> | (略)                       |

|     |                              |  |     |
|-----|------------------------------|--|-----|
| 3   | 土地改良<br>総合整備<br>事業（調<br>査設計） | 次のいずれかに<br>該当するもの<br>(1) <u>5の項、9</u><br><u>の項、11の項</u><br><u>から13の項ま</u><br><u>で及び26の項</u><br><u>の事業で、当</u><br><u>該採択基準欄</u><br><u>に掲げるもの</u><br><u>に係る調査設</u><br><u>計</u><br><br>(2)～(4) (略)   | (略) |
| (略) |                              |  |     |
| 6   | 削除                           |  |     |
| (略) |                              |  |     |
| 9   | 農業集落<br>排水資源<br>循環事業         | (1) <u>農山漁村地</u><br><u>域整備交付金</u><br><u>実施要領別紙</u><br><u>4-1（農村</u><br><u>整備に係る運</u><br><u>用）運用2</u><br><u>（農業集落排</u><br><u>水事業）第1</u><br><u>の2の(1)に該</u><br><u>当するもの</u><br><br>(2) <u>農村整備事</u><br><u>業実施要領</u><br><u>（令和3年4</u><br><u>月1日付け2</u><br><u>農振第2737号</u><br><u>農林水産省農</u><br><u>村振興局長通</u><br><u>知）別紙1</u> | (略) |

|     |              |   |     |     |              |   |     |
|-----|--------------|---|-----|-----|--------------|---|-----|
|     |              | <u>理する施設</u><br><u>(対象人口が</u><br><u>おおむね1,000</u><br><u>人程度に相当</u><br><u>する規模以下</u><br><u>のものに限</u><br><u>る。)</u> 若しくは<br><u>それらの循環</u><br><u>利用を目的と</u><br><u>した施設</u> |     |     |              | <u>(農業集落排</u><br><u>水施設整備事</u><br><u>業) 第2の1</u><br><u>の(1)又は(2)に</u><br><u>掲げる事業内</u><br><u>容に係るもの</u><br><u>(3) 農業水路等</u><br><u>長寿命化・防</u><br><u>災減災事業実</u><br><u>施要領 (平成</u><br><u>30年3月30日</u><br><u>付け29農振第</u><br><u>2712号農林水</u><br><u>産省農村振興</u><br><u>局長通知) 要</u><br><u>領別表2-1</u><br><u>(水質保全対</u><br><u>策関連) の区</u><br><u>分4に掲げる</u><br><u>農村環境水質</u><br><u>保全整備に該</u><br><u>当するもの</u> |     |
| (略) |              |   |     | (略) |              |   |     |
| 11  | ため池等<br>整備事業 | 次のいずれかに<br>該当するもの<br>(i) 農村地域防<br>災減災事業実<br>施要領 (平成<br>25年2月26日<br>付け24農振第<br>2118号農林水<br>産省農村振興<br>局長通知) 要<br>領別表1の事<br>業区分1に掲<br>げる用排水施                               | (略) | 11  | ため池等<br>整備事業 | 次のいずれかに<br>該当するもの<br>(i) 農村地域防<br>災減災事業実<br>施要領 (平成<br>25年2月26日<br>付け24農振第<br>2118号農林水<br>産省農村振興<br>局長通知) 要<br>領別表1の事<br>業区分1に掲<br>げる用排水施   | (略) |

|    |              |   |   |    |   |     |  |
|----|--------------|---|---|----|---|-----|--|
|    |              | <p>設等整備のうち、同要領要領別紙3 (<u>ため池整備に係る運用</u>) の第2の1の(1)若しくは(2)、同要領要領別紙4 (用排水施設等整備事業に係る運用) の第2の3の(1)若しくは(2) <u>又は同要領要領別紙7 (農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用) 第2の1に掲げる事業内容に係るもの</u></p> |   |    | <p>設等整備のうち、同要領要領別紙3 (<u>ため池整備事業に係る運用</u>) の第2の1の(1)若しくは(2)、同要領要領別紙4 (用排水施設等整備事業に係る運用) の第2の3の(1)若しくは(2) <u>同要領要領別紙7 (農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用) 第2の1 <u>又は同要領要領別紙17 (防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用) 第2の1</u>に掲げる事業内容に係るもの</u></p> |     |  |
|    |              | (2) (略)   |   |    | (2) (略)   |     |  |
| 12 | 地すべり<br>関連事業 | (略)   | (1) <u>区画整理事業</u> にあつては、当該補助事業費の65パーセント以内 | 12 | 地すべり<br>関連事業  | (略) | (1) <u>採択基準欄の(1)に掲げる事業のうち、<u>区画整理事業</u>及び<u>暗きよ排水事業</u>にあつては、当該補</u> |



|     |              |                      |   |     |              |                      |  |
|-----|--------------|----------------------|---|-----|--------------|----------------------|--|
|     |              |                      | <p>(2) <u>暗きよ排水事業にあつては、当該補助事業費の65パーセント以内</u></p> <p>(3) <u>農道整備事業にあつては、次の補助率による。</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) <u>かんがい排水施設及びため池の整備事業にあつては、当該補助事業費の75パーセント以内</u></p> |     |              |                      | <p>助事業費の65パーセント以内</p> <p>(2) <u>採択基準欄の(2)に掲げる事業のうち、かんがい排水施設及びため池の整備事業にあつては、当該補助事業費の75パーセント以内</u></p> <p>(3) <u>採択基準欄の(3)に掲げる事業のうち、区画整理事業にあつては当該補助事業費の65パーセント以内、農道整備事業にあつては次の補助率による。</u></p> <p>ア・イ (略)</p> |
| (略) |              |                      |   | (略) |              |                      |  |
| 15  | 東富士演習場周辺整備事業 | 東富士演習場周辺において行う、次のいずれ | (1) 採択基準欄の(1)に掲げる事業にあつて   | 15  | 東富士演習場周辺整備事業 | 東富士演習場周辺において行う、次のいずれ | (1) 採択基準欄の(1)に掲げる事業にあつて  |

|     |              |   |                               |     |    |  |                                 |
|-----|--------------|---|-------------------------------|-----|----|--|---------------------------------|
|     |              | かに該当するもの<br>(1) 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱による農業用施設設置助成事業<br>ア (略)<br>イ 防衛施設周辺民生安定施設整備補助金交付要綱(昭和41年防衛施設庁訓令第5号)による農業用施設設置助成事業<br>(2) (略) | は、当該補助事業費の3分の2<br>(2)～(5) (略) |     |    | かに該当するもの<br>(1) 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱による農業用施設設置助成事業<br>ア (略)<br>イ 防衛施設周辺民生安定施設整備補助金交付要綱による農業用施設設置助成事業<br>(2) (略) | は、当該補助事業費の3分の2以内<br>(2)～(5) (略) |
| (略) |              |   |                               | (略) |    |  |                                 |
| 17  | 農業集落計画策定調査事業 | 市町が行う次の事業に要する経費<br>(1) 農業集落計画策定調査計画実施要綱(昭和62年10月13日付け62構改C第552号農林水産事務次官通達)に基づく農業集落計画策定調   | 当該補助事業費の50パーセント以内             | 17  | 削除 |  |                                 |

|    |                |  |                 |    |  |     |                   |
|----|----------------|--|-----------------|----|--|-----|-------------------|
|    |                | <p>査計画の作成</p> <p>(2) 農業集落整備実施計画策定要綱（昭和62年10月13日付け62構改C第555号農林水産事務次官通達）に基づく農業集落整備実施計画の作成</p>  |                 |    |  |     |                   |
| 18 | 中山間地域総合整備事業    | (略)  | 当該補助事業費の75パーセント | 18 | 中山間地域総合整備事業  | (略) | 当該補助事業費の75パーセント以内 |
| 19 | 地域用水環境整備統合補助事業 | <p>次のすべてに該当するもの</p> <p>(1) 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められるもの</p> <p>(2) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められるもの</p> <p>(3) 総事業費が</p> | (略)             | 19 | <p>地域用水環境整備事業</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2（水利施設整備に係る運用）運用5（地域用水環境整備事業）第1の1に掲げる事業に該当するもの</p> | (略) |                   |

|     |                |   |                    |
|-----|----------------|---|--------------------|
|     |                | 5,000万円以上<br>であるもの<br>(4) 地域用水機能増進施設の整備を行う場合にあつては、地域用水機能増進基本計画が策定されているもの                      |                    |
| (略) |                |   |                    |
| 22  | 地域用水管理支援事業     | 地域用水機能増進事業実施要綱(平成10年4月8日付け10構改D第221号農林水産事務次官依命通達。以下「地域用水要綱」という。)第3の1に掲げる事業であつて、同要綱第5の1に該当するもの | 当該補助事業費の75パーセント以内  |
| 23  | 農業用水水源地域保全対策事業 | 農業用水水源地域保全対策事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第2037号農林水産事務次官依命通知)第2の2に掲げる事業に該当するもの                       | 当該補助事業費の100パーセント以内 |
| (略) |                |   |                    |
| 25  | 低コスト           | 低コスト型農業   | (略)                |

|     |      |         |     |
|-----|------|---------|-----|
|     |      |         |     |
| (略) |      |         |     |
| 22  | 削除   |         |     |
| 23  | 削除   |         |     |
| (略) |      |         |     |
| 25  | 農業集落 | 次のいずれかに | (略) |

|    |                               |   |  |    |                             |  |  |
|----|-------------------------------|---|--|----|-----------------------------|--|--|
|    | <p><u>型農業集落排水施設更新支援事業</u></p> | <p><u>集落排水施設更新支援事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2137号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(1)に掲げる事業に該当するもの</u></p>   |  |    | <p><u>排水施設計画策定調査事業</u></p>  | <p><u>該当するもの</u><br/> (1) <u>農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1（農村整備に係る運用）運用2（農業集落排水事業）第1の2の(2)又は(3)に掲げる事業内容に係るもの</u><br/> (2) <u>農村整備事業実施要領別紙1（農業集落排水施設整備事業）第2の1の(3)に掲げる事業内容に係るもの</u></p> |  |
| 26 | <p>地域農業水利施設ストックマネジメント事業</p>   | <p>次のいずれかに該当するもの<br/> (1) <u>農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2（水利施設整備に係る運用）運用1（水利施設等整備事業）第1の7の(1)から(3)までに掲げる事業</u><br/> (2) <u>水利施設保全高度化事業</u></p> | <p>(1) 採択基準欄の(1)に掲げる事業にあつては当該補助事業費の60パーセント以内（離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島を</p> | 26 | <p>地域農業水利施設ストックマネジメント事業</p> | <p>次のいずれかに該当するもの<br/> (1) <u>農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2（水利施設整備に係る運用）運用1（水利施設等整備事業）第1の7に掲げる事業</u><br/> (2) <u>水利施設等保全高度化事</u></p>   | <p>(1) 採択基準欄の(1)に掲げる事業にあつては当該補助事業費の60パーセント以内（離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島を</p> |

実施要領別紙  
4（実施計画  
策定事業に係  
る運用）第2  
の4に掲げる  
事業

いう。)、振興  
山村（山村振  
興法（昭和40  
年法律第64  
号）第7条第  
1項の規定に  
基づき指定さ  
れた地域をい  
う。)、半島振  
興対策実施地  
域（半島振興  
法（昭和60年  
法律第63号）  
第2条第1項  
の規定に基づ  
き指定された  
地域をい  
う。)、過疎地  
域（過疎地域  
自立促進特別  
措置法（平成  
12年法律第15  
号）第2条第  
1項に規定す  
る過疎地域  
（同法第33条  
の規定により  
過疎地域とみ  
なされる区域  
を含む。）をい  
う。）、特定農  
山村地域（特  
定農山村地域  
における農林  
業等の活性化  
のための基盤

業実施要領別  
紙3（実施計  
画策定事業に  
係る運用）第  
2の4に掲げ  
る事業

いう。)、振興  
山村（山村振  
興法（昭和40  
年法律第64  
号）第7条第  
1項の規定に  
基づき指定さ  
れた地域をい  
う。)、半島振  
興対策実施地  
域（半島振興  
法（昭和60年  
法律第63号）  
第2条第1項  
の規定に基づ  
き指定された  
地域をい  
う。)、過疎地  
域（過疎地域  
の持続的発展  
の支援に關す  
る特別措置法  
（令和3年法  
律第19号）第  
2条第1項  
（同法第43条  
の規定により  
読み替えて適  
用する場合を  
含む。）に規定  
する過疎地域  
（同法第3条  
第1項若しく  
は第2項（こ  
れらの規定を  
同法第43条の

整備の促進に  
関する法律  
(平成5年法  
律第72号)第  
2条第1項に  
規定する特定  
農山村地域を  
いう。)又は急  
傾斜畑地帯  
(受益地内の  
平均傾斜度が  
15度以上の畑  
地帯(水田地  
帯を除く。))  
において行う  
事業(農山漁  
村地域整備交  
付金実施要領  
別紙2(水利  
施設等整備事  
業)運用1第  
1の7の(1)に  
掲げるものを  
除く。)にあつ  
ては、65パー  
セント以内)

規定により読  
み替えて適用  
する場合を含  
む。)、第41条  
第1項若しく  
は第2項(同  
条第3項の規  
定により準用  
する場合を含  
む。)、第42条  
又は第44条第  
4項の規定に  
より過疎地域  
とみなされる  
区域を含み、  
令和3年度か  
ら令和8年度  
までの間に限  
り、同法附則  
第5条に規定  
する特定市町  
村(同法附則  
第6条第1  
項、第7条第  
1項及び第8  
条第1項の規  
定により特定  
市町村の区域  
とみなされる  
区域を含む。)  
を、令和3年  
度から令和9  
年度までの間  
に限り、同法  
附則第5条に  
規定する特別

特定市町村  
(同法附則第  
6条第2項、  
第7条第2項  
及び第8条第  
2項の規定に  
より特別特定  
市町村の区域  
とみなされる  
区域を含む。)  
を含む。)をい  
う。)、特定農  
山村地域(特  
定農山村地域  
における農林  
業等の活性化  
のための基盤  
整備の促進に  
関する法律  
(平成5年法  
律第72号)第  
2条第1項に  
規定する特定  
農山村地域を  
いう。)又は急  
傾斜畑地帯  
(受益地内の  
平均傾斜度が  
15度以上の畑  
地帯(水田地  
帯を除く。))  
において行う  
事業(農山漁  
村地域整備交  
付金実施要領  
別紙2(水利



|    |                            |  |         |    |                            |  |  |
|----|----------------------------|--|---------|----|----------------------------|--|--|
|    |                            |  | (2) (略) |    |                            |  | 施設整備に係る運用) 運用<br>1 (水利施設等整備事業)<br>第1の7の(1)に掲げるものを除く。)にあつては、65パーセント以内)<br>(2) (略) |
| 27 | 震災対策<br>農業水利<br>施設整備<br>事業 | 次のいずれかに<br>該当するもの<br>(1) (略)<br>(2) 農村地域防<br>災減災事業実<br>施要綱別表1<br>の区分Ⅱに掲<br>げる整備事業<br>のうち、農村<br>地域防災減災<br>事業実施要領<br>要領別紙3<br>(ため池整備<br>事業に係る運<br>用)の第2の<br>3の(1)若しく<br>は(2)、同要領<br>要領別紙4<br>(用排水施設<br>等整備事業に<br>係る運用)の<br>第2の5の(1)<br>若しくは(2)、<br>同要領要領別<br>紙6 (地域防 | (略)     | 27 | 震災対策<br>農業水利<br>施設整備<br>事業 | 次のいずれかに<br>該当するもの<br>(1) (略)<br>(2) 農村地域防<br>災減災事業実<br>施要綱別表1<br>の区分Ⅱに掲<br>げる整備事業<br>のうち、農村<br>地域防災減災<br>事業実施要領<br>要領別紙3<br>(ため池整備<br>事業に係る運<br>用)の第2の<br>3の(1)若しく<br>は(2)、同要領<br>要領別紙4<br>(用排水施設<br>等整備事業に<br>係る運用)の<br>第2の5の(1)<br>若しくは(2)、<br>同要領要領別<br>紙6 (地域防 | (略)  |

災機能増進事業に係る運用)の第2の4又は同要領要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第2の3に掲げる事業内容に係るもの

(3) 農村地域防災減災事業実施要領要領別表1の事業区分1に掲げる用排水施設等整備のうち、同要領要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の1の(1)又は同要領要領別紙6(地域防災機能増進事業に係る運用)の第2の2に掲げる事

災機能増進事業に係る運用)の第2の4、同要領要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第2の3又は同要領要領別紙17(防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用)第2の3に掲げる事業内容に係るもの

(3) 農村地域防災減災事業実施要領要領別表1の事業区分1に掲げる用排水施設等整備のうち、同要領要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の1の(1)、同要領要領別紙6(地域防災機能増進事業に係る運用)の第2の2又は同要領

|     |            |  |     |     |            |  |     |
|-----|------------|--|-----|-----|------------|--|-----|
|     |            | 業内容に係るもの   |     |     |            | 要領別紙17<br>(防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用) 第2の3に掲げる事業内容に係るもの  |     |
| (略) |            |  |     | (略) |            |  |     |
| 29  | 農業基盤整備促進事業 | 次のいずれかに該当するもの<br>(1) 農業競争力強化農地整備事業実施要領<br>(平成30年3月30日付け29農振第2605号) 別紙5<br>(農業基盤整備促進事業に係る運用) 別表1の事業種類の欄に掲げる事業<br>(2) (略)<br>(3) 水利施設等保全高度化事業実施要綱第2の3に掲げる事業<br>(4) 農村地域防災減災事業実 | (略) | 29  | 農業基盤整備促進事業 | 次のいずれかに該当するもの<br>(1) 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5 (農業基盤整備促進事業に係る運用) 別表1の事業種類の欄に掲げる事業<br>(2) (略)<br>(3) 水利施設等保全高度化事業実施要領別紙1 (水利施設整備事業に係る運用) 第2の10に掲げる事業内容に係るもの<br>(4) 農村地域防災減災事業実 | (略) |

|     |                |   |   |
|-----|----------------|---|---|
|     |                | 施要領要領別表1の事業区分2の(3)に掲げる農業水利施設危機管理対策事業のうち、同要領要領別紙16（農業水利施設危機管理対策事業に係る運用） <u>第2の4</u> に掲げる事業内容に係るもの      |   |
| (略) |                |   |   |
| 31  | 経営体育成促進換地等調整事業 | 次のいずれかに該当するもの<br>(1)～(3) (略)  | (略)   |
| (略) |                |   |   |
| 36  | 地方事務費          | <u>(1) 5の項、9の項、11の項から13の項まで、18の項、19の項及び22の項の採択基</u>   | <u>(1) 採択基準欄の(1)に掲げるもの</u> にあつては、当該事業費の1パーセント以上1.5パ |
|     |                | 施要領要領別表1の事業区分2の(3)に掲げる農業水利施設危機管理対策事業のうち、同要領要領別紙16（農業水利施設危機管理対策事業に係る運用） <u>第2の2</u> に掲げる事業内容に係るもの      |   |
| (略) |                |   |   |
| 31  | 経営体育成促進換地等調整事業 | 次のいずれかに該当するもの<br>(1)～(3) (略)<br><u>(4) 中山間地域農業農村総合整備事業実施要領（令和2年3月31日付け元農振第2792号）第2の2に掲げる事業内容に係るもの</u> | (略)   |
| (略) |                |   |   |
| 36  | 地方事務費          | <u>15の項の採択基準欄に掲げる事業に要する事務費</u>  | <u>当該事業費の1パーセント以上を補助対象事務費とし、補助率は、次の区分による。</u>       |

|  |  |   |  |  |  |  |  |
|--|--|---|--|--|--|--|--|
|  |  | <p><u>準欄に掲げる事業（22の項の事業にあつては、地域用水要綱第3の1の(4)に掲げる事業に限る。）に要する事務費</u></p> <p>(2) 15の項の採択基準欄に掲げる事業に要する事務費</p> | <p><u>一セント以内を補助対象事務費とし、当該事務費の50パーセント以内</u></p> <p>(2) 採択基準欄の(2)に掲げるものにあつては、当該事業費の1パーセント以上を補助対象事務費とし、補助率は、次の区分による。</p> <p>ア 農業用施設設置助成事業<br/><u>3分の2</u></p> <p>イ 支線用水路整備事業<br/><u>100パーセント以内</u></p> <p>ウ 幹線用排水路整備事業<br/><u>95パーセント以内</u></p> <p>エ 農業用施設補修事業<br/><u>85パーセント以内</u></p> |  |  |  | <p>(1) <u>農業用施設設置助成事業</u><br/><u>3分の2以内</u></p> <p>(2) <u>支線用水路整備事業</u><br/><u>100パーセント以内</u></p> <p>(3) <u>幹線用排水路整備事業</u><br/><u>95パーセント以内</u></p> <p>(4) <u>農業用施設補修事業</u><br/><u>85パーセント以内</u></p> |
|--|--|---|--|--|--|--|--|

別記様式第1号 (略)

事業費補助金交付申請書

(略)

別記様式第1号 (略)

事業費補助金交付申請書

(略)

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名印 \_\_\_\_\_

(市町にあつては、市町長氏名印) \_\_\_\_\_

(略)

(3) 時期 \_\_\_\_\_

備考

1 別表の3の項、11の項から13の項まで、16の項、26の項から32の項まで、34の項及び36の項の事業は別紙1を、1の項、17の項及び21の項の事業は別紙2を、6の項の事業は別紙3を、5の項、9の項、18の項、19の項、22の項、23の項及び33の項の事業は別紙4を、25の項の事業は別紙5を、35の項の事業は別紙6を、15の項の事業は国の要綱（防衛省）の定める様式を添付すること。

2・3 (略)

別紙1 (略)

|     |                |
|-----|----------------|
| 事業別 | 経費の配分及び事業計画の概要 |
| (略) |                |

記載上の注意事項

1・2 (略)

3 費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、全体実施設計書、換地費、工事雑費並びに事業主体事務費を記載すること。

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

(市町にあつては、市町長氏名) \_\_\_\_\_

(略)

(3) 時期 \_\_\_\_\_

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人(カナ) \_\_\_\_\_

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

備考

1 別表の3の項、5の項、9の項、11の項から13の項まで、16の項、18の項、19の項、25の項から32の項まで、34の項及び36の項の事業は別紙1を、1の項及び21の項の事業は別紙2を、33の項の事業は別紙3を、35の項の事業は別紙4を、15の項の事業は国の要綱（防衛施設関連補助金交付要綱）の定める様式を添付すること。

2・3 (略)

別紙1 (略)

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 事業別 | 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画 |
| (略) |                         |

記載上の注意事項

1・2 (略)

3 費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量設計費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、全体実施設計費、換地費、管理支援費、促進費並びに調査及び調整費を記載すること。

4 工種欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、隧道、橋梁、農地保全等を記載し、総合事業にあつては農業用排水、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。

5 備考欄には、当該地区の受益面積、施行年度、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記載すること。

4 工種欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、隧道、橋梁、農地保全等を記載し、総合事業及び農業基盤整備促進事業にあつては農業用排水、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。

5 備考欄には、当該地区の受益面積（農業集落排水資源循環事業を除く。）、受益戸数（農業集落排水資源循環事業に限る。）、施行年度、当該年度の事業の着手及び完了の予定年月日並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額等を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、消費税仕入控除税額等がない場合には「該当なし」を、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載し、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を併せて記載すること。

(1) 免税事業者

(2) 簡易課税制度の適用を受ける者

(3) 地方公共団体の一般会計

(4) 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第3に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団若しくは財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5パーセントを超えることが確実に見込まれるもの

## 別紙2 (略)

### 事業の内容及び経費の配分

(農業農村整備事業実施計画策定事業、農業集落計画策定調査事業、農業農村整備環境対策計画策定事業)

(略)

### 記載上の注意事項

1 調査項目欄は、農業農村整備事業実施計画策定事業については実施計画（細目として別表の1の項の採択基準の欄の(2)の事業にあつては<施設計画策定事業>と記入する。）と記入し、農業集落計画策定調査事業のうち、農業集落計画策定調査計画にあつて

## 別紙2 (略)

### 事業の内容及び経費の配分

(農業農村整備事業実施計画策定事業、農業農村整備環境対策計画策定事業)

(略)

### 記載上の注意事項

1 調査項目欄は、農業農村整備事業実施計画策定事業については実施計画（細目として別表の1の項の採択基準の欄の(2)の事業にあつては<施設計画策定事業>と記入する。）と記入し、農業農村整備環境対策計画策定事業については自然的環境調査及び社会

は市町調査、農業集落調査、農業集落計画、報告書の作成、諸雑費等に、農業集落整備実施計画にあつては現況調査及び事業計画（細目として整備実施計画、換地及び交換分合計画、維持管理計画並びにその他に区分する。）に区分して記入し、農業農村整備環境対策計画策定事業については自然的環境調査及び社会的環境調査に区分して記入すること。

2 (略)

### 別紙3 (用紙 日本産業規格A4横型)

#### 事業の内容及び経費の配分

(農村総合整備事業推進事業)

| 市町名 | 項目 | 経費 | 算出根拠 | 国庫補助金 | 県費 | 市町費 | 備考 |
|-----|----|----|------|-------|----|-----|----|
|     |    | 円  |      | 円     | 円  | 円   |    |

#### 記載上の注意事項

- 1 項目欄は、指導推進旅費、諸謝金及び指導推進事務費等に区分して記入すること。
- 2 算出根拠は、支出科目ごとに積算すること。

### 別紙4 (略)

#### 経費の配分及び事業計画の概要

(略)

#### 記載上の注意事項

- 1～3 (略)
- 4 備考欄には、受益面積（農業集落排水資源循環事業を除く。）、受益戸数（及び農業集落排水統合補助事業に限る。）、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業完了後の施設の予定管理者を記載すること。

的環境調査に区分して記入すること。

2 (略)

### 別紙3 (略)

#### 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画

(略)

#### 記載上の注意事項

- 1～3 (略)
- 4 備考欄には、受益面積、当該年度の事業の着手及び完了の予定年月並びに事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額等を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、消費税仕入控除税額等がない場合には「該当なし」を、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載し、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を併せて記載すること。
  - (1) 免税事業者
  - (2) 簡易課税制度の適用を受ける者
  - (3) 地方公共団体の一般会計
  - (4) 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第3に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格の



ない社団若しくは財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5パーセントを超えることが確実に見込まれるもの

5 地域用水管理支援事業にあつては、費目欄を区分欄と、工種欄を費目欄と読み替え、区分欄には地域用水機能増進事業実施要綱（平成10年4月8日付け10構改D第221号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(1)から(4)の事業内容を、本年度の事業量欄には地域用水機能増進事業実施要領（平成10年4月8日付け10構改D第222号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(1)から(4)の事業内容を記載すること。

6 棚田地域振興緊急対策事業にあつては、費目欄を事業欄と、工種欄を取組欄と読み替え、事業欄には棚田地域振興緊急対策交付金実施要領（令和2年1月30日付け元農振第2711号農林水産省農村振興局長通知）別記1の事業を、取組欄には同要領別記1の取組を記載すること。

5 棚田地域振興緊急対策事業にあつては、費目欄を事業欄と、工種欄を取組欄と読み替え、事業欄には棚田地域振興緊急対策交付金実施要領別記1の事業を、取組欄には同要領別記1の取組を記載すること。

別紙5 (用紙 日本産業規格A4横型)

事業の内容及び経費の配分

(低コスト型農業集落排水施設更新支援事業)

(1) 事業の内容

| 事 項 | 内 容 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |

(2) 経費の区分

| 区 分                             | 補助事業に<br>要する(要<br>した)経費 | 補助金の額     |     | 積算<br>内訳 |
|---------------------------------|-------------------------|-----------|-----|----------|
|                                 |                         | 国庫補<br>助金 | その他 |          |
| 農業集落排水<br>施設に係る最<br>適整備構想策<br>定 | 円                       | 円         | 円   |          |
| 計                               |                         |           |     |          |

別紙6 (略)

別記様式第2号 (略)

事業変更承認申請書

(略)

別紙4 (略)

別記様式第2号 (略)

事業変更承認申請書

(略)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏 名 印 \_\_\_\_\_

(市町にあつては、市町長 氏 \_\_\_\_\_ 名 印)

(略)

2 変更内容

備考 (略)

別記様式第3号 (略)

事業遂行状況報告書

(略)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏 名 印 \_\_\_\_\_

(市町にあつては、市町長 氏 \_\_\_\_\_ 名 印)

(略)

事業執行状況 別紙のとおり

備考

1 別表の1の項、5の項、6の項、9の項、11の項から13の項まで、15の項から19の項まで、21の項から23の項まで及び25の項から36の項までの事業は別紙を添付すること。

2 (略)

別紙 (略)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏 名 \_\_\_\_\_

(市町にあつては、市町長 氏 \_\_\_\_\_ 名)

(略)

2 変更内容

備考 (略)

別記様式第3号 (略)

事業遂行状況報告書

(略)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏 名 \_\_\_\_\_

(市町にあつては、市町長 氏 \_\_\_\_\_ 名)

(略)

事業執行状況 別紙のとおり

備考

1 別表の1の項、5の項、9の項、11の項から13の項まで、15の項、16の項、18の項、19の項、21の項及び25の項から36の項までの事業は別紙を添付すること。

2 (略)

別紙 (略)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

事業遂行状況

(略)

記載上の注意事項

1・2 (略)

3 別表の33の項の事業にあつては工種欄を事業欄と読み替え、棚田地域振興緊急対策交付金実施要領(令和2年1月30日付け元農振第2711号農林水産省農村振興局長通知)別記1の事業を記載すること。

別記様式第4号 (略)

事業実績報告書

(略)

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名印 \_\_\_\_\_

(市町にあつては、市町長氏名印) \_\_\_\_\_

(略)

事業の実績 別紙のとおり

備考 (略)

別紙1・別紙2 (略)

別記様式第5号 (略)

事業費補助金請求書(概算払請求書)

(略)

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名印 \_\_\_\_\_

(市町にあつては、市町長氏名印) \_\_\_\_\_

(略)

口座振替先金融機関名.....口座種別.....No.....

事業遂行状況

(略)

記載上の注意事項

1・2 (略)

3 別表の33の項の事業にあつては工種欄を事業欄と読み替え、棚田地域振興緊急対策交付金実施要領別記1の事業を記載すること。

別記様式第4号 (略)

事業実績報告書

(略)

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

(市町にあつては、市町長氏名) \_\_\_\_\_

(略)

事業の実績 別紙のとおり

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

備考 (略)

別紙1・別紙2 (略)

別記様式第5号 (略)

事業費補助金請求書(概算払請求書)

(略)

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

(市町にあつては、市町長氏名) \_\_\_\_\_

(略)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

|  |  |
|--|--|
| <p>記載上の注意事項 (略)</p> <p><b>別記様式第6号 (略)</b></p> <p>消費税仕入控除税額等報告書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">所在地 _____</p> <p style="text-align: center;">名 称 _____</p> <p style="text-align: center;">代表者氏 _____ 名 印</p> <p style="text-align: center;">(市町にあつては、市町長 氏 _____ 名 印)</p> <p>(略)</p> <p>4 補助金返還相当額 (3の額から2の額を差し引いた額)</p> <p style="text-align: center;">金 円</p> <p>備考 (略)</p> | <p>記載上の注意事項 (略)</p> <p><b>別記様式第6号 (略)</b></p> <p>消費税仕入控除税額等報告書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">所在地 _____</p> <p style="text-align: center;">名 称 _____</p> <p style="text-align: center;">代表者氏 _____ 名</p> <p style="text-align: center;">(市町にあつては、市町長 氏 _____ 名)</p> <p>(略)</p> <p>4 補助金返還相当額 (3の額から2の額を差し引いた額)</p> <p style="text-align: center;">金 円</p> <p>(注) <u>以下の項目についても記載すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>責任者 職・氏名</u></p> <p style="text-align: center;"><u>作成者 職・氏名</u></p> <p>備考 (略)</p> |
|--|--|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当する規定及び様式により取り扱ったものとみなす。